

西予市 市道認定基準

(道路法第8条に基づく市道の認定に関する基準)

第1章 総則

第1条 (目的)

本基準は、道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づく西予市道の認定について、対象となる路線、認定の要件、申請手続その他必要な事項を定め、認定事務の透明性及び公平性を確保することを目的とする。

第2条 (用語の定義)

この基準において用いる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)「公道」 国道、県道及び市道をいう。
- (2)「公共施設」 国・地方公共団体が管理している施設
- (3)「公益施設」 営利を目的とせず社会一般の利益となる事業を行なう施設
- (4)「認定」 道路法第8条に基づき、市長が路線を市道として認定することをいう。
- (5)「道路敷」 道路の区域として管理すべき土地（用地）及び道路附属物が占有する範囲をいう。
- (6)「寄附等」 道路敷及び道路構造物の無償提供（寄附、地上権設定、使用貸借等、管理に支障がない権原の設定を含む。）をいう。

第3条 (適用範囲)

本基準は、市が管理する市道の新規認定、路線変更（区間変更・延伸・付替え）及び認定替えに準用する。

第2章 認定対象路線

第4条 (認定対象)

市道認定の対象となる路線は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国・県の補助事業で道路事業として施工し、政策上必要と認める道路
- (2) 都市計画法、土地区画整理法、土地改良法、都市再開発法その他法令により築造された道路で、道路管理者と認定に関し協議済みのもの
- (3) 国道又は県道の路線変更、廃止等に伴い旧道となった区間で、市道として存置（継続管理）する必要がある道路
- (4) その他一般交通の用に供されている道路で、次条の要件を満たすもの

第5条 (一般交通用道路の認定要件)

前条第4号の道路は、道路交通の流れに適合し、その機能を十分に果たし得るもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 路線が系統的で、地域の循環網的要素を満たし、起終点が公道のいずれ

かに連絡しているもの

(2) 公共施設又は公益施設に通じる道路（進入路等）で、起点又は終点が公道のいずれかに接続しているもの

(3) 公道と集落又は居住地を結ぶ道路であるもの

(4) 生活に密着した道路で、終点部付近に人家等が存在し、地域住民の通行に供されているもの

第6条（認定しない路線）

次の各号のいずれかに該当する路線は、原則として認定しない。

(1) 他の所管部局が施設管理のために開設した道路で、道路管理の帰属が整理されていないもの

(2) 建築基準法第42条第1項第5号に規定する位置指定道路（私道）

(3) 専ら特定者の利用に供され、一般交通の用に供されていないもの

(4) 用地境界が不明確で、道路区域を適正に定められないもの

(5) 不法占用物件が解消される見込みがないもの

第7条（特例）

前条の規定にかかわらず、交通事情及び公益上の見地から、市長が特に必要と認める場合は、個別に審査のうえ認定することができる。

第3章 構造・規格等の技術要件

第8条（基本要件）

認定しようとする道路は、次の各号のいずれにも適合するものとする。ただし、第4条第3号（旧道区間）等、やむを得ない事情がある場合は、第12条の特例により個別判断する。

(1) 有効幅員 原則として4メートル以上（法敷等を除く。）

(2) 隅切り 同一平面で交差・接続・屈曲する箇所は、原則として隅切りを設け、隅切りの一边の長さは2メートル以上とする。

(3) 縦断勾配 原則9%以下とする。ただし、やむを得ず9%を超える場合は、すべり止め工等の安全対策を施し、12%以下を目安とする。

(4) 路面排水、舗装、側溝等が整備され、維持管理上支障がなく、路面状態が良好であること。（※別紙に詳細要件あり）

(5) 法面擁壁や路側擁壁等、崩壊の危険防止措置が講じられ、維持管理に支障がないこと。

第9条（終点部の処理）

袋路状道路を認定する場合は、終点部に自動車の転回が可能な広場等（転回場）を設けることを原則とする。

第10条（境界・測量）

道路敷の境界は、確定測量等により明確であること。境界標の設置、関係者立会い及び成果図面の提出を求めることができる。

第 11 条（占用・附属物）

橋梁、電柱、上下水道、農業用施設その他の占用物件がある場合は、占用許可、移設又は管理区分が整理されていること。

第 12 条（技術要件の特例）

地形的制約、既存集落内の狭隘区間、旧道区間等により前各条の要件に適合しない場合であっても、安全確保措置（待避所、離合箇所、速度抑制、視距確保、ガードレール等）を講じ、公益上必要と認められるときは、個別に審査のうえ認定できる。

第 4 章 用地の帰属・権原整理

第 13 条（無償提供の原則）

認定する道路敷及び必要な道路構造物は、原則として寄附等により無償提供できるものでなければならない。道路敷については、原則として所有者等において分筆する。

第 14 条（権利関係の整理）

道路敷に抵当権等の負担がある場合、共有地で同意が得られない場合、相続未了等により権原が確定しない場合は、原則として認定しない。ただし、合理的期間内に整理が見込まれる場合は、条件付きで手続を進めることができる。

第 15 条（引継ぎ書類）

寄附等により引継ぐ場合は、次の書類等を求めることがある。

- (1) 寄付採納願、寄付採納承諾書、登記承諾書、または同意書
- (2) 登記事項証明書、地積測量図、分筆図、境界確認書
- (3) 完成図書（平面図、縦横断図、構造図、写真等）
- (4) 占用物件・埋設物の一覧及び管理者協議結果

第 5 章 申請・審査手続

第 16 条（事前協議）

認定を希望する者（自治会、開発事業者等）は、事前に市（建設部建設課）へ協議を行うものとし、市は必要に応じ現地確認を行う。

第 17 条（申請書類）

申請に当たっては、次の書類のうち必要なものを提出する。（案件に応じ追加を求めることがある。）。

- (1) 市道認定申請書（様式第 1 号）（路線名、起終点、延長、幅員等）
- (2) 位置図（縮尺 1/2500 程度）、路線平面図、現況写真

- (3) 土地関係図書（公図、登記事項証明書、測量図、境界確認書等）
- (4) 構造関係図書（舗装・排水・擁壁等の仕様、完成図書）
- (5) 寄附等に関する同意書類一式
 - ア 寄付採納願（様式第2号）
 - イ 登記承諾書（様式第3号）
 - ウ 同意書（様式第4号）
- (6) 関係機関協議書（河川、農道、林道、上下水道、電力・通信等）

第18条（事前審査）

市は、書類審査及び現地調査により、本基準への適合性、公益性、維持管理の適否を総合的に事前審査する。

第19条（認定審査）

市は、必要に応じて、関係機関との協議その他適切な方法により、認定の可否について総合的な審査を建設部長、建設課長で行い、意見を聴取することができる。

第20条（認定・公示等）

市は、認定が相当と認めるときは、道路法に基づき路線認定を行い、関係図書を整備する。

第6章 管理引継ぎ等

第21条（引継ぎ検査）

認定に先立ち、市は、完成状況、排水、法面等の安全性及び占用物件の整理状況を確認し、必要に応じ補修等を求める。

附則

- 1 本基準は、令和8年4月1日から施行する。